

川越市市民センター構想

平成26年1月

I. 基本構想

1. 構想の策定にあたって

1. 構想策定の趣旨
2. 構想の位置付け
3. 構想の見直し

2. 地域づくりをめぐる課題と必要な取り組み

1. 地域の状況
 - (1) 地域コミュニティの再興
 - (2) 地域活動の推進
 - (3) 担い手の確保・人材育成
 - (4) 協力と連携
 - (5) 新たな話し合いの場づくり
2. 行政の状況
 - (1) 支援に関する地域の拠点づくり
 - (2) 活動の質を高める支援の充実
 - (3) 効率的な組織運営

3. 市民センター設置による地域づくり

1. 市民センターの設置
 - (1) 設置
 - (2) 設置年度
 - (3) 設置単位
 - (4) 市民センターの組織・運営
2. 市民センターの概要
 - (1) 市民センターの保有機能
 - (2) 公民館との連携
3. 取り組みの基本方針・基本目標
 - (1) 基本方針
 - (2) 基本目標
 - 基本目標1 地域コミュニティの充実
 - 基本目標2 地域活動の推進
 - 基本目標3 交流・連携の推進
 - 基本目標4 新たな地域コミュニティづくりの推進

II. 基本計画

4. 基本目標を推進するための方策

基本目標1 地域コミュニティの充実

- (1) 各種コミュニティ活動への支援
- (2) 市民意識の啓発

基本目標2 地域活動の推進

- (1) 情報の集積と発信
- (2) 活動の場の提供
- (3) 研修講習会の開催
- (4) 相談・アドバイス
- (5) 課題の整理

基本目標3 交流・連携の推進

- (1) 交流の機会の提供
- (2) 引き合わせ

基本目標4 新たな地域コミュニティづくりの推進

- (1) (仮称)地域会議の設立支援

5. 市民センター

1. 市民センターの業務執行体制

2. 業務時間及び休業日

3. スケジュール

- (1) 関係例規の整備
- (2) 市民センター移行に向けた準備
- (3) 「(仮称)地域会議」の設立・運営に関する支援

6. 今後の主な検討事項

1. 職員の育成

2. 本庁地区における地域活動の推進

3. 市民センターに併設する公民館の位置付けについて

4. 施設の整備について

I. 基本構想

1. 構想の策定にあたって

1. 構想策定の趣旨

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、経済の低迷などの変化の中にあり、そこに暮らす人同士の交流は希薄化が進み、地域における相互扶助の機能が十分に働かなくなってきました。

住みよい地域社会をつくるためには、地域に暮らす人同士、また、地域と関わりのあるものが皆で一緒になって活動することが重要です。

行政としても、地域づくり*1の担い手として、地域活動*2が円滑に行われるよう各種支援を行っていますが、変化する社会環境を踏まえ、行政の支援のあり方を見直し、より地域の実情に合った支援内容へと変えていく必要があります。

この構想は、住みよい地域づくりに向けた更なる取り組みとして、地域に根差した施設である出張所と公民館のあり方を見直し、地域活動の推進を図るための具体的な方策を示すものです。

※用語の整理について

「地域」に関する用語は、以前から頻繁に使用されているものですが、必ずしも定まった定義や概念がない状況にあることから、本構想では、次のように整理し使用するものとします。

*1（地域づくり）

それぞれの地域において、住みよい地域を築くために、住民・行政・事業者など地域社会に関わる者が、地域の特性を生かし、地域社会の課題等の解決に向けて行う行為全般とします。

*2（地域活動）

市民活動とも言われています。地域社会に関わるものが協力し合い自発的・具体的な地域づくりに向けた行動で、次の特性を持つものとします。

- ① 市民の生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動
- ② 自主性・自立性に基づく活動。
- ③ 営利を目的としない活動。
- ④ 市民に対し、常に活動内容が開かれた活動

2. 構想の位置付け

本構想は、第三次川越市総合計画（後期基本計画）における『地域コミュニティ活動の推進』施策を進めるための細施策である『3コミュニティ施設の充実－「②出張所と公民館の機能を見直し、地域活動の支援と事務の効率化を進めるため、（仮称）地区市民センター構想の実現に努めます。」』を具体的に展開する上で必要となる事項の大要を示したものです。

また、川越市協働指針における協働の推進に向けた市の取り組みとも合わせた内容となっています。

（参考）

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策1 地域コミュニティ活動の推進

（細施策3 コミュニティ施設の充実）

②出張所と公民館の機能を見直し、地域活動の支援と事務の効率化を進めるため、（仮称）地区市民センター構想の実現に努めます。

3. 構想の見直し

本構想は、現時点における方向性を示したものであることから、必要に応じて見直しを図るものとします。

2. 地域づくりをめぐる課題と必要な取り組み

1. 地域の状況

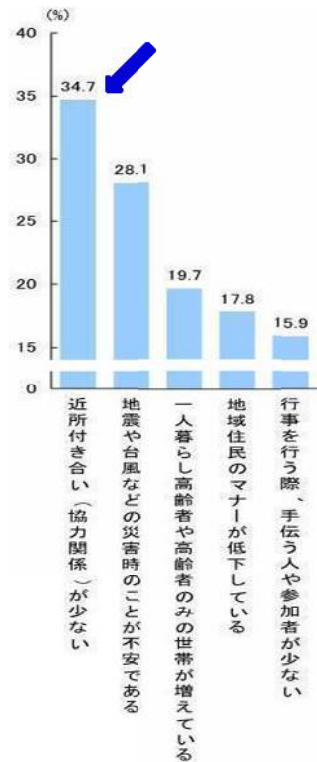
(1) 地域コミュニティの再興

生活様式の変化や労働形態の多様化などから、地域に暮らす人同士の交流の機会が減少し、地域コミュニティ意識が希薄化しています。

平成22年3月にまとめられた、市民や地域活動団体に対するアンケート調査#1(以下、「アンケート」と言う)によると、市民が思う、地域生活を営む上での課題については、「近所付き合い(協力関係)が少ないこと」とする回答が最も多く、地域コミュニティ意識が希薄化している中、市民は地域のつながりを望んでいることが伺われます。

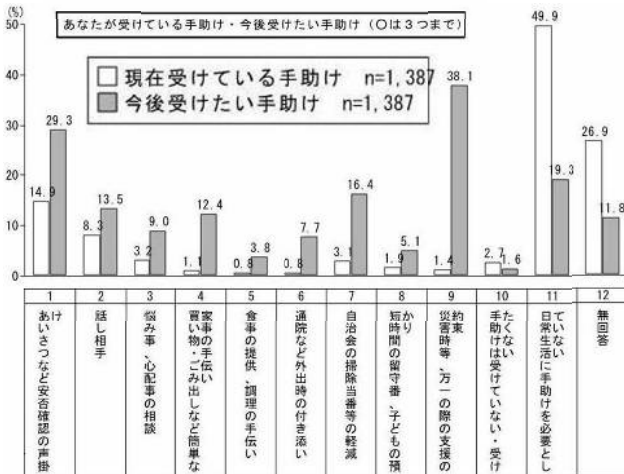
また、今後の近所同士の手助けを望む声も多いことから、近所の人同士の支え合いを望んでいることも伺われます。

地域コミュニティは地域づくりの元となるものであることから、地域の行事などを通して地域住民などの交流を促すとともに共同体意識の醸成を図り、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進めていくことが求められています。

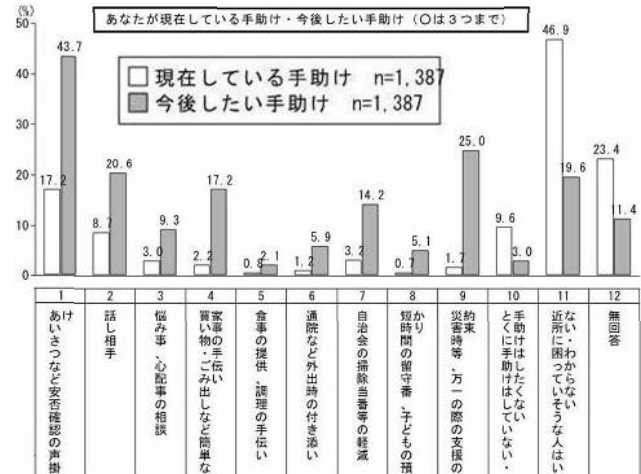


(図表01 | 日常生活上の課題や問題)

(図表02 | 近所の人から今受けている・今後受けたい手助け)



(図表03 | 近所の人に今している・今後したい手助け)



(2) 地域活動の推進

少子高齢化の進展や価値観の多様化などにより、地域の暮らしに関わる生活課題が増加しています。

アンケートでは、主な日常生活の課題の解決に向けては、「自治会や地域活動の推進」により解決を図った方が良い（市民回答）や、「自治会などの地縁団体が協力して対応」した方が良い（団体回答）とする回答が多くあり、地域活動に対する期待の高さが伺われます。

様々な地域課題の解決に向けては、柔軟で迅速な、地域住民などによる取り組みが重要であることから、地域活動を更に推進するための取り組みが求められています。

(図表04 | 日常生活上の課題や問題の解決手段★市民回答★)

問16 選択肢番号	課題	自治会や地域活動の推進	福祉サービスの推進	生涯学習の推進	消費生活トラブルの防止	災害への備え	障害のある方への支援	高齢者への支援	子育て家庭への支援	住民の健康づくり	事故や犯罪の防止	公園等の維持管理	事業者等による福祉サービスの充実	住民の活動では解決できない	その他	分からない	無回答
1	近所付き合い(協力関係)が少ない	61.1	7.9	25.4	6.4	10.0	2.1	7.9	3.5	4.4	6.7	2.7	1.7	3.7	2.9	7.3	6.2
2	団体の役員の担い手(引き受ける人)が少ない	52.8	8.7	15.9	2.6	4.1	1.5	5.1	4.6	2.6	3.1	1.0	1.5	8.2	3.6	11.8	10.8
3	行事を行う際、手伝う人や参加者が少ない	52.7	7.3	20.5	2.3	8.6	2.3	2.7	2.7	2.3	4.1	4.5	2.3	6.4	4.5	9.5	8.6
4	地域住民のマナーが低下している	28.7	10.5	18.6	8.5	4.5	0.8	1.6	2.4	2.0	17.8	7.7	2.0	10.9	5.7	10.9	9.7
6	地震や台風などの災害時のことが不安である	15.6	1.3	2.6	1.3	80.8	5.6	10.5	1.0	1.8	4.4	1.8	1.3	10.5	0.5	2.1	6.9
13	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている	8.8	1.8	4.8	5.1	5.5	5.1	69.2	1.1	11.7	8.8	0.7	17.2	13.2	1.5	2.6	8.1

(図表05 | 日常生活上の課題や問題の解決手段★団体回答★)

問3 選択肢番号	課題	地区社会福祉協議会	自治会	子ども会(または育成会)	老人クラブ、婦人クラブ	民生委員児童委員	福祉施設(老人福祉施設、保育所など)	ボランティア団体、NPO団体	障害者団体や子育てサークル	商店会	医療機関	小学校・中学校・PTA	市・社会福祉協議会	その他	とくにな	無回答
1	近所付き合い(協力関係)が少ない	25.2	81.1	24.5	27.5	16.6	2.6	11.6	1.7	2.6	0.3	7.3	6.6	4.6	3.0	2.0
2	団体の役員の担い手(引き受ける人)が少ない	14.1	67.8	17.6	21.0	8.2	1.3	9.1	1.3	5.4	0.7	11.9	8.7	5.4	5.4	3.4
3	行事を行う際、手伝う人や参加者が少ない	7.6	66.3	40.3	24.8	7.3	1.3	9.8	1.0	6.0	0.3	17.5	4.1	4.4	3.2	4.8
6	地震や台風などの災害時のことが不安である	23.9	75.1	4.9	8.8	20.5	4.9	16.6	1.0	2.0	11.2	8.8	32.7	3.9	0.5	2.0
13	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている	31.1	48.2	1.9	29.0	51.2	21.2	13.8	1.0	0.0	4.5	0.6	26.5	2.3	1.0	3.3
20	子どもが安心して外で遊べる場所がない	6.8	34.2	32.0	2.5	5.0	7.1	11.4	3.9	0.7	0.4	36.3	47.0	6.8	3.6	3.6

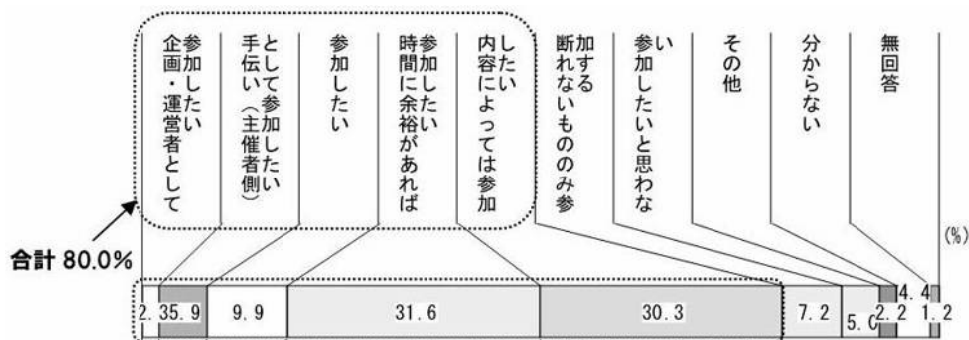
(3) 担い手の確保・人材育成

地域活動への市民の参加意欲は高まっているものの必ずしも実際の活動につながっていません。

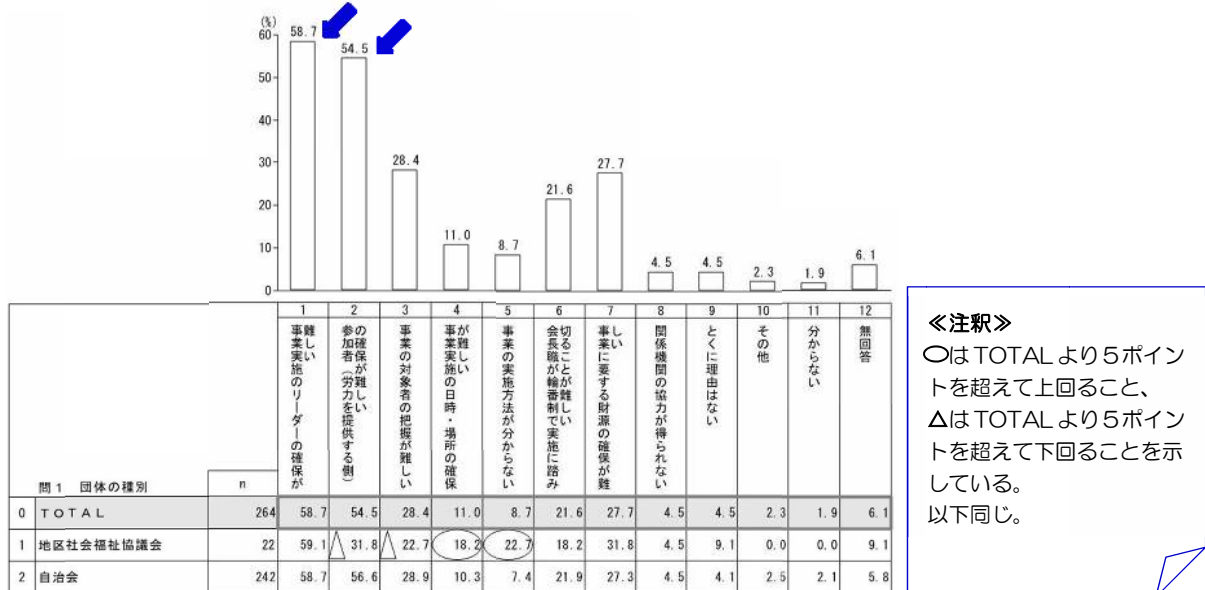
アンケートによると、回答者の8割が地域活動への参加の意向を示している状況ですが、他方で、地区社会福祉協議会や自治会などからは、事業展開を図る上での障害として「事業実施のリーダーの確保が難しい」や「参加者（労力を提供する側）の確保が難しい」ことを多く挙げています。

地域活動が継続的に支障なく行われるためには、出来るだけ多くの人に参加・協力してもらうことが重要であり、そのため、参加しやすい環境づくりに向けた地域活動情報の発信や適切なきっかけ作り、また、活動の中心となる人材の養成も求められています。

(図表06 | 地域活動への参加意向)



(図表07 | 事業展開する上での障害★地区社協・自治会★)



(4) 協力と連携

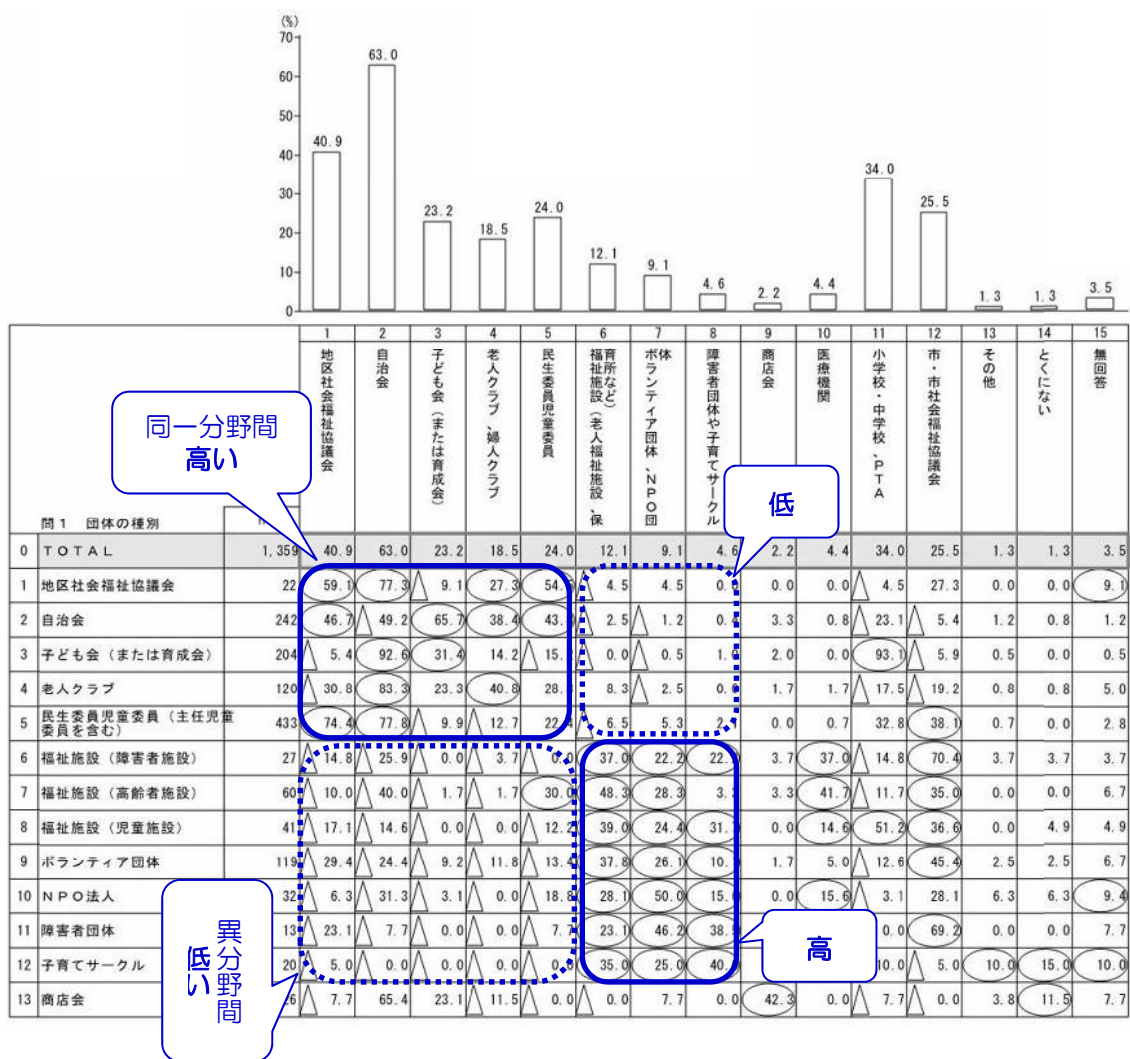
今後ますます高度化・多様化する地域課題に対処するためには、様々な活動分野の担い手が一緒になって多角的に取り組むことが重要です。

アンケートによると、活動団体間の連携については、同一分野の団体同士の連携は一定程度行われているものの、分野の異なる団体同士の連携については活発に行われていない状況が伺われます。

他方で、今後については、分野の異なる団体との交流・連携を望むとする団体が多くありますが、同時に、交流・協力関係を築く際の障害として「接点・きっかけがない」を挙げる回答が多くある状況です。

担い手同士の協力・連携の促進に向けた、交流の機会づくりや担い手同士を結び付ける仲介機能の整備が求められています。

(図表08 | 現在、交流・協力関係にある団体)



(5) 新たな話し合いの場づくり

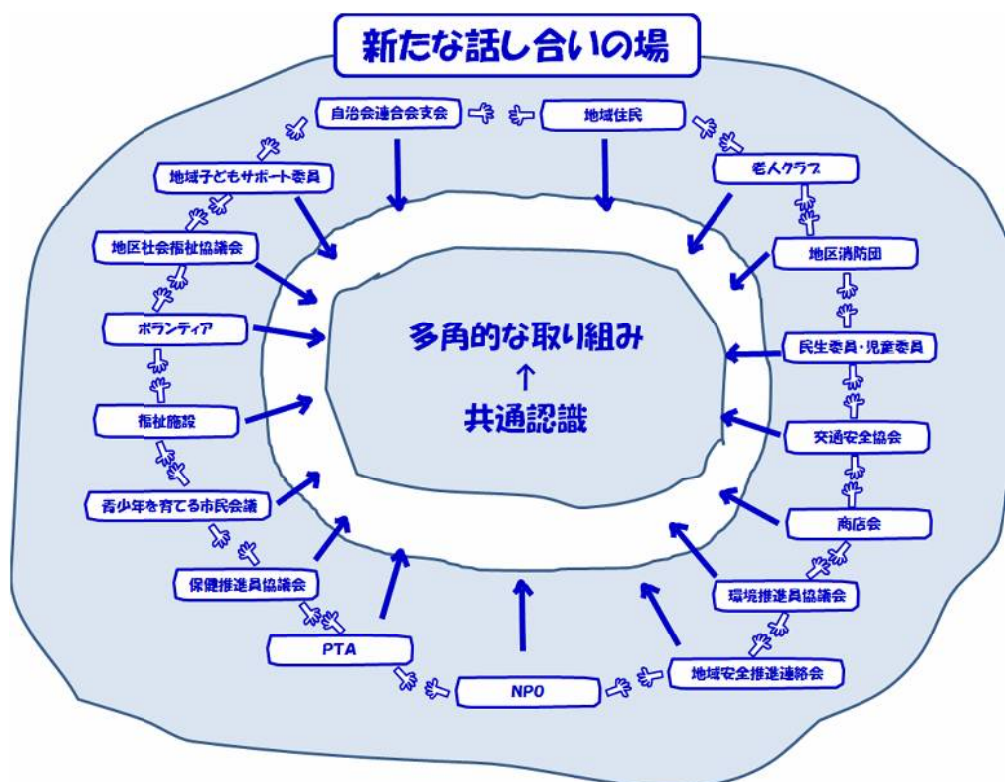
市民意識の高まりなどにより、地域に対するそれぞれの思いや課題認識等に基づいた活動が活発化しており、近年では、従来の地縁団体の活動に加え、NPO等による課題別・目的別の地域活動が積極的に展開されています。

しかし、防災対策や高齢者世帯問題などの地域全体に関わる難しい地域課題については、対策が十分ではない状況です。

地域の力を結集した地域づくりを進めるためには、自分たちの住む地域の将来をどのようにしていくのか、そのための具体的な取り組みはどうするのかといったことを地域の住民が主体的に考えることが重要です。

地域全体に関わることや複雑な地域課題に対処するためには、それぞれの活動主体が個別に活動するのではなく、地域に関わるみんなが共通の認識を持ち一緒になって取り組むことが重要であり、そのため場のづくりが求められています。

(図表09 | 新たな話し合いの場のイメージ)



2. 行政の状況

(1) 支援に関する地域の拠点づくり

地域活動に対する市の支援は、現在、施設ごと担当ごとに各々実施しているとともに、本庁各課においても個別に支援を行っています。

また、活動目的が似通った団体が個別に活動していたり、支援する部所が複数あるなどの状況にあり、地域活動に対する支援を効果的・効率的に行うための体制が整っていない状況にあります。

このことから、地域に対する全支援を総合調整する機能の整備とともに、一元的な情報の集積・発信の場、担い手同士の協力・連携の場などの地域活動に係る拠点づくりが求められています。

(図表10 | 活動目的が似通った団体などの例)

区分	活動団体		支援部所	
	被支援団体	活動目的	部所名	支援内容
目的が似通った団体	青少年を育てる地域会議	地域で子育て	公民館	事務的支援
	地域子どもサポート委員会		公民館	事務的支援
支援部所が複数	高階地域自主防犯ステーション協議会	地域の防犯	高階出張所	事務的支援
			防犯・交通安全課	施設整備など
目的が似通った団体 かつ 支援部所が複数	小畔川を守る会	河川の清掃	名細出張所	事務的支援
			霞ヶ関北出張所	事務的支援
			環境対策課	財政的支援
	霞ヶ関小畔川をきれいにする会		霞ヶ関出張所	事務的支援
			環境対策課	財政的支援

(図表 1 1 | 出張所・公民館における主な支援対象団体)

地区名	施設名称	支援対象団体
芳野地区	芳野出張所	川越市交通安全母の会、自治会、地域の福祉を目的とした団体、保健推進員、民生委員・児童委員協議会、小中学校PTA、総合型地域スポーツクラブ（芳野スポーツクラブ）、自警消防隊、社会福祉協議会、遺族連合会支会、交通安全協会支部、地区消防団、日本赤十字社
	芳野公民館	自治会、老人クラブ、地域子どもサポート委員会、保健推進員、民生委員・児童委員協議会、校区子ども会育成団体連絡協議会（30校区）、小中学校PTA、総合型地域スポーツクラブ（芳野スポーツクラブ）、社会福祉協議会、交通安全協会支部、青少年を育てる地区会議、登録グループ（公民館）
古谷地区	古谷出張所	かわごえ環境推進員、川越市交通安全母の会、自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、交通安全協会支部、地区消防団（消防分団）、日本赤十字社、成美会（古谷地区会食ボランティア）、古谷地区文化団体連合会、古谷地区護国神社奉賛会
	古谷公民館	自治会、地域子どもサポート委員会、校区子ども会育成団体連絡協議会（30校区）、交通安全協会支部、青少年を育てる地区会議、文化団体連合会、チャリティーゴルフ大会
南古谷地区	南古谷出張所	かわごえ環境推進員、自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、交通安全協会支部、地区消防団、日本赤十字社、南古谷自主防災連絡会
	南古谷公民館	自治会、老人クラブ、地域子どもサポート委員会、地区身体障害者福祉会、保健推進員、民生委員・児童委員協議会、校区子ども会育成団体連絡協議会（30校区）、交通安全協会支部、地区消防団、青少年を育てる地区会議、登録グループ（公民館）、文化祭実行委員会、体育祭実行委員会、ウォークラリー実行委員会、スポーツ振興会
高階地区	高階出張所	自治会、保健推進員、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、高階地域自主防犯ステーション運営協議会
	高階公民館	自治会、老人クラブ、地域子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議、登録グループ（公民館）
	高階南公民館	自治会、老人クラブ、地域子どもサポート委員会、地区身体障害者福祉会、青少年を育てる地区会議、登録グループ（公民館）
福原地区	福原出張所	かわごえ環境推進員、自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、遺族連合会支会、地区消防団、福原をよくする会・福原百周年基金運営委員会、スポーツパーク福原運営委員会
	福原公民館	老人クラブ、地域子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議、福原をよくする会・福原百周年基金運営委員会、登録グループ（公民館）、福原教育振興会、福原地区体育協力員連絡協議会
山田地区	山田出張所	かわごえ環境推進員、自治会、地区身体障害者福祉会、民生委員・児童委員協議会、自警消防隊、社会福祉協議会、各団体長等連絡協議会、遺族連合会支会、交通安全協会支部、日本赤十字社、山田神社奉賛会、北部地域ふれあいセンター、山田地域安全推進連絡会
	山田公民館	地域子どもサポート委員会、川越山田スポーツクラブ、青少年を育てる山田地区会議、文化クラブ協会
名細地区	名細出張所	かわごえ環境推進員、川越市交通安全母の会、自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、各団体長等連絡協議会、遺族連合会支会、なくわし公園建設協議会、小畔川を守る会
	名細公民館	地域子どもサポート委員会、校区子ども会育成団体連絡協議会（30校区）、小中学校PTA、校区スポーツ振興連絡協議会、各団体長等連絡協議会、青少年を育てる地区会議、名細地区文化クラブ協会、名細ソフトボール愛好会
霞ヶ関地区	霞ヶ関出張所	かわごえ環境推進員、自治会、社会福祉協議会、遺族連合会支会、霞ヶ関小畔川をきれいにする会
	霞ヶ関公民館	老人クラブ、地域子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議、登録グループ（霞ヶ関公民館登録グループ連絡協議会）、霞ヶ関体育文化振興会
	川鶴公民館	自治会、地域子どもサポート委員会、保健推進員、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年を育てる地区会議、登録グループ（公民館）
霞ヶ関北地区	霞ヶ関北出張所	自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、日本赤十字社、青少年を育てる地区会議、小畔川を守る会、ボランティア団体 霞北・虹の会
	霞ヶ関北公民館	地域子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議、霞ヶ関北地区スポーツ推進連絡会
	伊勢原公民館	自治会、地域子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議、登録グループ（公民館）
大東地区	大東出張所	かわごえ環境推進員、自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、遺族連合会支会、交通安全協会支部、地区消防団、青少年を育てる地区会議、大東地域安全推進連絡会、川越市自治会連合会、不老川を守る会、大東福祉チャリティーゴルフ実行委員会、大東ふれあい広場施設推進委員会
	大東公民館	地域子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議、登録グループ（大東公民館登録グループ連絡会）、大東地区文化振興会、大東地区体育振興会
	大東南公民館	川越市交通安全母の会（大東支部）、地域子どもサポート委員会、登録グループ（公民館）

(2) 活動の質を高める支援の充実

地域活動には、活動を始める初動段階から成熟した段階まで様々な段階があり、それぞれの活動状況に応じた支援が大切です。

地域活動に対する市の支援内容については、現在、出張所・公民館においては事務的な支援が、また、本庁所管課等においては財政的な支援が占める割合が高い状況にあります。

地域活動は、自立的であるとともに活動主体が持つ力が十分に生かされることが大変重要であることから、活動主体の育成を図るとともに、主体の特性に応じて資質・能力が十分に発揮できるための支援の充実が求められています。また、支援に携わる職員の資質向上も併せて求められています。

(3) 効率的な組織運営

将来の人口構成比の予想から、地域や産業を支える労働者人口の減少、また、それに伴う市税収入の減少や扶助費等の負担の増加が想定されており、今後の行政運営に当たっては、限られた財源や組織を更に有効に活用する必要があります。

市民の行政に対する需要の変化に対応するとともに、組織の肥大化やコストの増加を防ぐためには、施設機能や運営方法などの見直しを進め簡素で効率的な組織をつくることが求められています。

3. 市民センター設置による地域づくり

1. 市民センターの設置

(1) 設置

これまでの出張所の機能を保持しつつ、地域活動支援機能の拡充を図り地域づくりを推進するための施設として市民センターを設置します。

(2) 設置年度

平成26年度に設置します。

(3) 設置単位

これまでの出張所地区及び川鶴地区の11地区に設置します。

(4) 市民センターの組織・運営

市民センターの組織は、地域活動支援機能と窓口機能を有する機関として市長部局（市民部）に位置付け、施設はこれまでの出張所の施設をそのまま活用します。

また、運営については、併設の公民館と一体的な組織体制の下で効率的に行います。

なお、霞ヶ関北地区については、霞ヶ関北出張所と霞ヶ関北公民館の施設は離れていますが、他の地区と同様に一体的な組織体制の下で運営します。

2. 市民センターの概要

(1) 市民センターの保有機能

①地域活動支援機能

地域における市民の自主的な活動を支援し、地域づくりを推進します。

②窓口機能

市民生活に関わりが深い行政サービスを提供します。

(2) 公民館との連携

市民の学習活動を支援し、地域における社会教育を推進する機能を持つ公民館と連携して、地域づくりを推進します。

3. 取り組みの基本方針・基本目標

(1) 基本方針

市民センターによる地域づくりの推進に当たっては、第三次川越市総合計画基本構想で掲げられる協働や支え合いの理念を踏まえた取り組みにより進めていきます。

(第三次川越市総合計画基本構想の理念抜粋)

市民と行政の協働によるまちづくり

市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなでまちをつくります。

ふれあい、支え合いの安全・安心なまちづくり

一人ひとりの人権を尊重するとともに、コミュニティの大切さに改めて目を向け、地域で助け合い、支え合うことにより、人と人とのふれあいやかかわりを感じながら、安心して平和に暮らせるまちをつくります。

(2) 基本目標

次の4つの基本目標を掲げ、住みよい地域づくりに向けた各種方策を進めてきます。

基本目標1 地域コミュニティの充実

地域生活・地域活動の基盤となる地域コミュニティの活性化に向けて、共同体意識の醸成や地域行事に対する支援を充実します。

基本目標2 地域活動の推進

地域活動が自立的・継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた情報の発信、また、効果的・効率的な活動の実施に向けた研修会の開催や相談などの支援を充実します。

基本目標3 交流・連携の推進

地域の担い手同士が交流を通して、相互に理解を深めるとともに、連携・協力して効果的、効率的に地域活動に当たれるよう、交流の機会づくり、活動主体同士の紹介・結び付けなどを推進します。

基本目標4 新たな地域コミュニティづくりの推進

地域みんなが一緒になって地域づくりに向けた話し合いができるよう、地域活動団体の代表者等から成る(仮称)地域会議の発足・運営に係る支援を行います。

Ⅱ. 基本計画

4. 基本目標を推進するための方策

基本目標1 地域コミュニティの充実

《推進方策》

(1) 各種コミュニティ活動への支援

地域活動の基盤となるコミュニティ意識を醸成するため、地域住民のふれあいや交流のための行事やイベント開催に係る支援を行います。

(2) 市民意識の啓発

コミュニティの重要性の認識を深めるとともに、地域活動の機運を高めるため各種講座の開催や広報などを行います。

基本目標2 地域活動の推進

《推進方策》

(1) 情報の集積と発信

地域活動への理解・応援を促すとともに、地域活動の参加に向けたきっかけ作りを行うため、地域活動に係る情報の集積発信を行います。

(2) 活動の場の提供

地域活動が容易に行えるよう、会議室など活動場所の提供や印刷機等の貸出しを行います。

(3) 研修講習会の開催

研修会などを通して課題解決力の向上を促進します。

(4) 相談・アドバイス

地域課題に関する相談の受け付けや課題解決に向けて、関係機関への橋渡しや調整などを行います。

(5) 課題の整理

様々な機会を通して把握した課題の整理、及び、地域課題の解決に向けた考察などを行います。

基本目標3 交流・連携の推進

《推進方策》

(1) 交流の機会の提供

担い手同士が自然に交流するとともに相互理解が図れるよう、センターの実情に応じて交流コーナーの設置や交流イベントなどを開催します。

(2) 引き合わせ

地域課題に対する多角的なアプローチを促すとともに、協働の推進を図るため、地域活動をしている個人や団体等の引き合わせを行います。

基本目標4 新たな地域コミュニティづくりの推進

《推進方策》

(1) (仮称)地域会議の設立支援

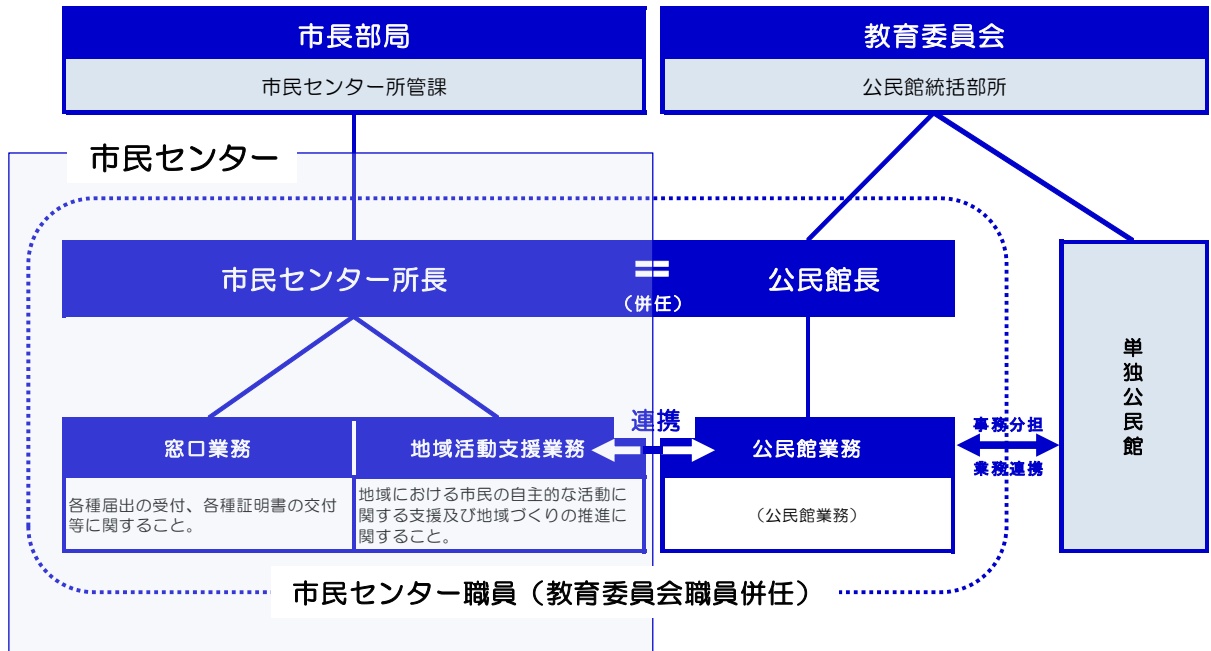
地域みんなが一緒になって地域づくりに向けた話し合いができるよう、地域活動団体の代表者等から成る「(仮称)地域会議」の発足・運営に係る支援を行います。

5. 市民センター

1. 市民センターの業務執行体制

以下の業務執行体制により、市民センター併設公民館と連携し業務運営を行います。

(図表 1 3 | 市民センターの業務執行体制イメージ)



2. 業務時間及び休業日

業務名称	業務時間	休業日				
		土曜日	日曜日	祝日	国民の休日	年末年始
地域活動支援業務	午前8時30分 ~ 午後5時15分	●	●	●	●	●
窓口業務	午前8時30分 ~ 午後5時15分	●	●	●	●	●
公民館業務	午前8時30分 ~ 午後9時30分			●	●	●

3. スケジュール

(1) 関係例規の整備

平成25年度中に、市民センターの設置に関する条例の整備、また、組織や勤務に関する規則等の整備を行います。

(2) 市民センター移行に向けた準備

平成25年度中に、事務マニュアルの整備を行うとともに、新たな体制による業務執行に関しての職員研修を実施します。

(3) 「(仮称) 地域会議」の設立・運営に関する支援

市民センター設置当初から、「(仮称) 地域会議」の設立に向けて、地域内住民の合意形成などの環境整備に係る支援や、会議設立に係る支援を行います。

また、「(仮称) 地域会議」が設立された地区については、運営に係る支援を行います。

(スケジュール表)

平成25年度	平成26年度	平成27年度～
← 関係例規の整備		
	★関係条例の上程	
← 職員研修(事前研修)		
	★市民センター設置	
	職員研修(センター内研修等)	
	(仮称)地域会議設立準備	
	(仮称)地域会議設立支援	
	(仮称)地域会議運営支援	

6. 今後の主な検討事項

1. 職員の育成

地域活動を支援するために必要な技能や窓口業務・公民館業務の実務等に係る研修を通じた事務能力の向上・標準化を早急に図るとともに、併せて、地域づくりの担い手に求められる職員の育成を段階的に進める必要があります。

2. 本庁地区における地域活動の推進

地域住民が主体となった地域づくりの推進については、全市的な施策であることから、出張所管内における市民センター構想だけではなく、今後、本庁地区における地域活動支援のありかたについても検討を進める必要があります。

3. 市民センターに併設する公民館の位置づけについて

本構想においては、市民センターに併設する公民館は、社会教育施設として引き続き教育委員会に位置付けますが、今後、市民センターと一体的に運営していく中で、全市的な公民館のあり方等について検討する必要があります。

4. 施設の整備について

市民センターは、地域づくりを進める上で各地区の拠点となる重要な施設ですが、その多くは、建築後30年以上経過し老朽化が進行しています。

今後の具体的な整備計画については、公共施設の整備更新計画において検討される予定となっており、この計画に基づき必要な機能を備えた市民センターを整備していく必要があります。

【*#1 アンケート調査の概要】

調査名称：地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査／団体等調査）

調査対象：《一般市民》

平成21年11月1日現在における18歳以上の川越市民1%に当たる
2,904人。

《団体等》

地域福祉の推進にあたり重要な役割を担う団体等1,741団体。

（地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、子ども会、老人クラブ、
福祉施設、ボランティア団体、福祉関係NPO法人、障害者団体、子育てサ
ークル、現行計画策定時のワークショップ参加者）

調査期間：平成21年11月27日（金）～12月18日（金）

所管課名：福祉部福祉推進課

〔第2期川越市地域福祉計画等策定に係る基礎調査結果報告書（平成22年3月）から〕